

税金

納税と手続きは期限内に

問い合わせ先 税務課

4月から 税の徴収を強化します

4月から、県税務課職員と合同で、町県民税、そのほかの町税の徴収強化に取り組みます。
具体的には、町から県税務課職員に対して、併任辞令と徴税吏員証を交付して、町職員と合同で滞納処分（家宅捜索を中心とした動産の差し押さえ、自動車や不動産などの差し押さえ）を平成22年3月まで実施します。
滞納者宅への捜索は、いつでも実施することになっています。滞納処分を受けないように、納期限内に納税していただきますようお願いいたします。

▼県税務課職員の実績
これまでに、年間100件以上の家宅捜索を始め、各種多数の財産差し押さえ、公売会開催の実績を持ち、更なる町税の納税率向上を目指します。



▼徴収強化の一例を紹介
・タイヤロック
自動車に所有する滞納者に対して、納税が無い場合には、タイヤをロックして、自動車やオートバイの差し押さえを行います。
・財産の差し押さえ
国税徴収法に基づいて、滞納者宅へ強制的に踏み込み捜索を行って、財産を差し押さえます。

が期待されます。

▼徴収強化の一例を紹介

水道

上水道と下水道の料金が 変わります

問い合わせ先 上下水道課

6月請求分の上水道と下水道料金から、超過料金が変わりますのでお知らせします。

▼料金改定の背景

上下水道事業では、施設の拡充・維持管理、管路の老朽化などに多額の費用が必要のため、経営状況は厳しい状況にあります。そして毎年、一般会計からの繰入金に依

存している状況が続いています。

このようなことから、経営の安定化を図るために超過料金を改定して、経営の健全化に努めます。

また、料金改定によって、高齢者世帯や一人暮らし世帯への負担が増えないように基本料金は据置き、使用量の多い世帯に対して負担の適正を図るために超過料金のみを改定します。

上水道と下水道の料金は、太い枠線内が「150円」から「170円」に変更となります。

▶上水道料金表

区分	使用水量	基本料金	超過料金 1㎡につき
一般用	8㎡まで	1,150円	170円
営業用	14㎡まで	2,150円	
団体用	20㎡まで	3,060円	
浴場用	100㎡まで	10,500円	
一時用	1㎡につき	690円	-

▶下水道料金表

使用水量	基本料金	超過料金 1㎡につき
8㎡まで	1,050円	170円

保険

後期高齢者医療保険から 3つのお知らせ

問い合わせ先 町民保険課保険係

保険料の支払方法

平成20年4月2日以降に、75歳の誕生日を迎えられた方の平成21年度後期高齢者医療保険料の支払方法は次のとおりです。

▶平成21年度の保険料の支払方法

75歳の誕生日	普通徴収の月 (納付書、口座振替)	特別徴収の開始月 (年金天引き)
平成20年4月2日 ～ 平成20年10月1日	なし	平成21年4月～*
平成20年10月2日 ～ 平成21年3月31日	平成21年7月～9月	平成21年10月～

*平成21年1月30日までに特別徴収から口座振替への支払方法変更の申し出を行っている方は、平成21年7月からの普通徴収となります。

原付や軽自動車の 手続きはお早めに

平成21年度の軽自動車税（原付、小型特殊、軽自動車、小型二輪）は、「4月1日現在」で所有者（使用者）に課税されます。
次のいずれかに当てはまる方は、4月1日までに各窓口で手続きを済ませてください。

▶車両別の窓口

軽自動車税の内訳	窓 口
原動機付自転車 (50cc、90cc、125cc 以下) 三輪以上 (50cc 以下) 小型特殊 (農耕用)	役場税務課課税係 ☎282-1111
軽二輪 (250cc 以下) 軽三輪 (50cc 以下) 軽四輪	・熊本県軽自動車協会 ☎369-7920 ・軽自動車検査協会熊本事務所 ☎369-5979 ※紛失・盗難・消滅で車両や車検証が無い場合
小型二輪 (250cc 以上)	九州運輸局熊本陸運支局 ①総務企画関係・総合相談窓口 ☎369-3188 ②登録関係 ☎050-5540-2086

※車両に応じて手続き先が違います。事前に電話で必要な物を確認されて窓口で手続きください。



なお、4月2日以降に手続きをされても、平成21年度の自動車税は課税となりますのでご注意ください。また、月割による支払いの計算は行いません。
・取得、譲渡、廃車した方
・住民票のみを移され車検証の住所がそのままの方
・紛失、盗難、消滅によりすでに車両を所有していない方

特別徴収から口座振替へ 変更できます

保険料を特別徴収（年金天引き）で支払いされている方は、口座振替の支払方法へ変更ができます。

希望される方は、①預金通帳②通帳の届け印③後期高齢者医療の被保険者証を持参のうえ、役場町民保険課係の窓口で手続きください。ただし、一定の要件を満たされていない方は口座振替ができない場合があります。

75歳誕生日は高額療養費の 負担限度額が半分に

平成21年1月から、75歳の誕生日に限り、75歳になるまでに加入していた医療保険（国民健康保険、社会保険など）と75歳以降の後期高齢者医療それぞれの高額療養費の自己負担限度額が2分の1となりました。